バリアフリー法

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

評価の目的・評価の結果等

評価の目的

- 平成18年12月に施行されたバリアフリー法に基づき、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物の一体的・総合的なバリアフリー化を促進。
- 同法附則第7条に基づき、施行後5年を経過した場合において施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる必要。

評価の視点

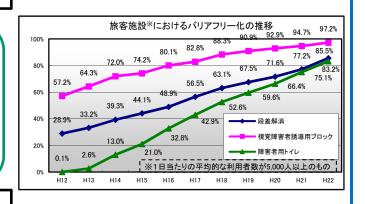
- ① バリアフリー法に基づく基本方針(告示)に定める各施設等のバリアフリー整備目標の達成 状況
- ② 市町村が作成する基本構想の作成状況
- ③ 心のバリアフリーの推進

評価結果

①バリアフリー整備目標の達成状況

整備目標に照らし、バリアフリー化は着実に進捗してきているところ。

一かで、一部地方部においてバリアフリー化が十分に進捗していないほか、大都市部においては、例えば鉄道について高度なバリアフリー化への対応等が課題として顕在化している。



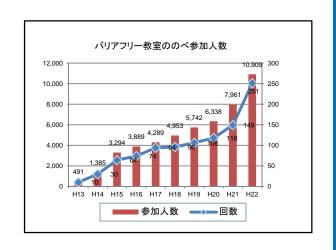
②基本構想の作成状況

基本構想の作成数は順 次増加



③心のバリアフリーの推進

「バリアフリー教室」の参加人数は順調に増加しており、公共交通事業者等においても独自の取組が行われているところ。 ただし、「バリアフリー教室」に参加できる人数が限られているため、「心のバリアフリー」の周知度は未だ十分ではない。



主な課題

今後の対応方針

【バリアフリー整備目標の達成状況】

- ●地方部においてバリアフリー化が十分に 進捗していない地域あり。
- ●大都市部においても様々な問題が残存しているが、例えば鉄道においては、整備困難駅への対応やホームドアの設置等、一層の高度化への対応が課題として顕在化。



- ●バリアフリー化の全国展開を一層推進するための方策について検討。
- ●高度なバリアフリー化を促進するための 方策について検討する。



【基本構想の作成状況】

●全国の市町村の数に比較すると、基本 構想の作成件数は十分な数に達していない。



●基本構想作成の提案制度の活用や、各市町村における基本構想作成状況の公表といった、市町村の取組を促す方策についてより一層の取組を行う。

【心のバリアフリーの推進】

●「バリアフリー教室」の参加人数は増加してきているものの、心のバリアフリーの国 民への周知度は未だ十分ではない状況。



- ●「バリアフリー教室」について、全国の小中学校をターゲットとするような取組について検討。
- ●公共交通事業者等において教育訓練の 徹底や訓練内容の質の向上がなされるよ う、事業者等に対する助言・指導等にも力 を入れて取り組む。